

議案第17号

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部改正について

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月2日提出

七飯町長 中 宮 安 一

七飯町水道事業給水条例及び七飯町公共下水道条例の一部を改正する条例
(七飯町水道事業給水条例の一部改正)

第1条 七飯町水道事業給水条例(昭和47年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第31条第3項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

(七飯町公共下水道条例の一部改正)

第2条 七飯町公共下水道条例(平成元年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。